

第 1 章 総論

1 計画策定の趣旨

まだ食べるものが捨てられる食品（食品ロス）が、生産から加工・流通、消費に至る各段階（サプライチェーン）において発生し、国が公表している令和元年度(2019年度)の食品ロス推計量は、全国で年間 570 万トン、国民 1 人当たりで換算すると、1 年間で約 45 kg（年間 1 人当たりの米の消費量約 53kg に近い量）、1 日当たり約 124 g（茶碗約 1 杯のご飯に近い量に相当）になります。

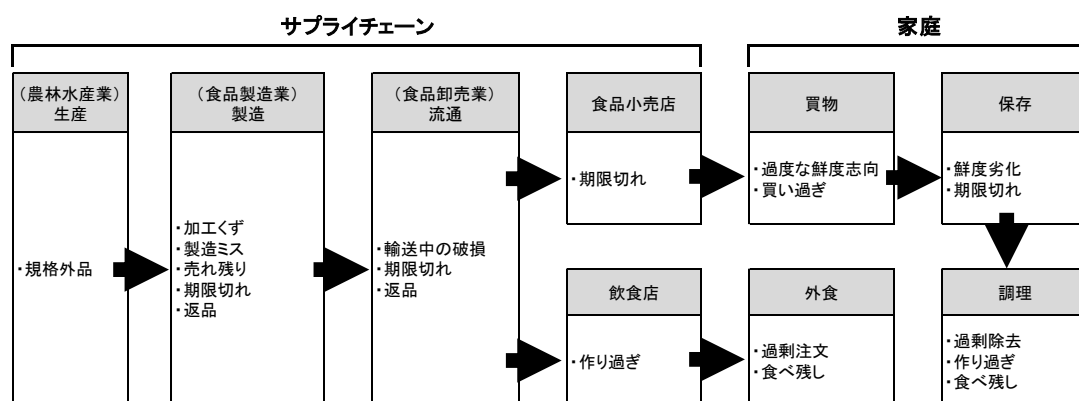
食品ロスに関しては、国連の 2015 年 9 月のサミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」のターゲットの 1 つとして、2030 年までに世界全体の 1 人当たりの食料廃棄を半減させることが盛り込まれています。

一方、国でも、第 4 次循環型社会形成推進基本計画において、家庭系及び事業系の食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比で半減させる目標が定められ、これらの削減目標の達成を目指し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)」を令和元年(2019年)5月に制定しました。

このことを受け、北海道においても、令和 3 年(2021年)3月に北海道食品ロス削減推進計画を策定し、令和 12 年度(2030年度)の食品ロスを平成 29 年度(2017年度)の約 33 万トンから 7 万トンまで削減することとしています。

また、食品ロスの削減は、廃棄された食品の運搬や焼却に伴う二酸化炭素の削減にも繋がり、地球温暖化による気候変動問題の解決に向け、国が 2050 年までに目指す脱炭素（ゼロカーボン）社会の実現にも貢献するものです。

このような状況を踏まえ、本市においても、江別市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制を進めるうえで重要である食品ロスの削減に向け、市民、事業者、関係機関との協働により、効果的な施策を持続的に取り組むため、江別市食品ロス削減推進計画を策定するものです。



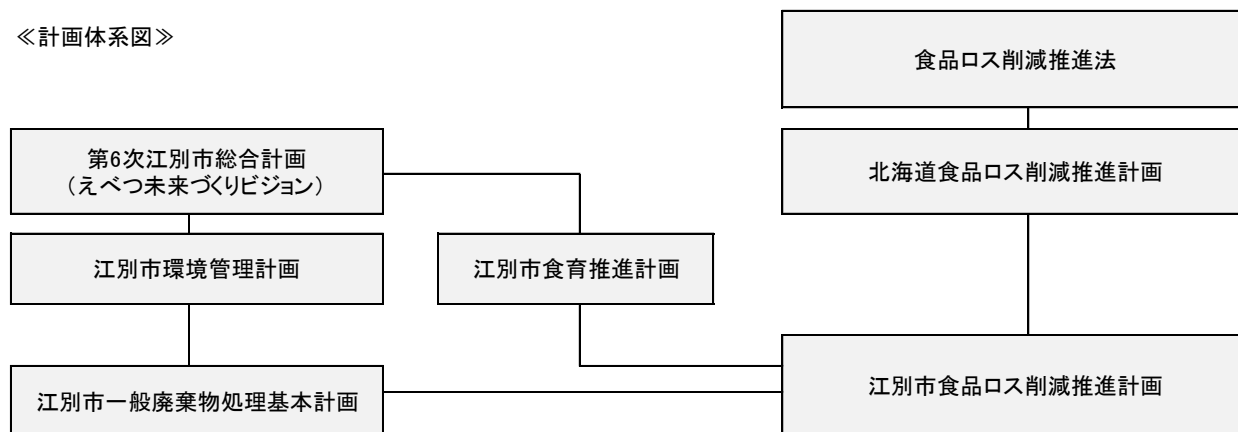
食品のサプライチェーンからの食品ロス発生要因（消費者庁資料を参考に作成）

2 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、市町村が策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

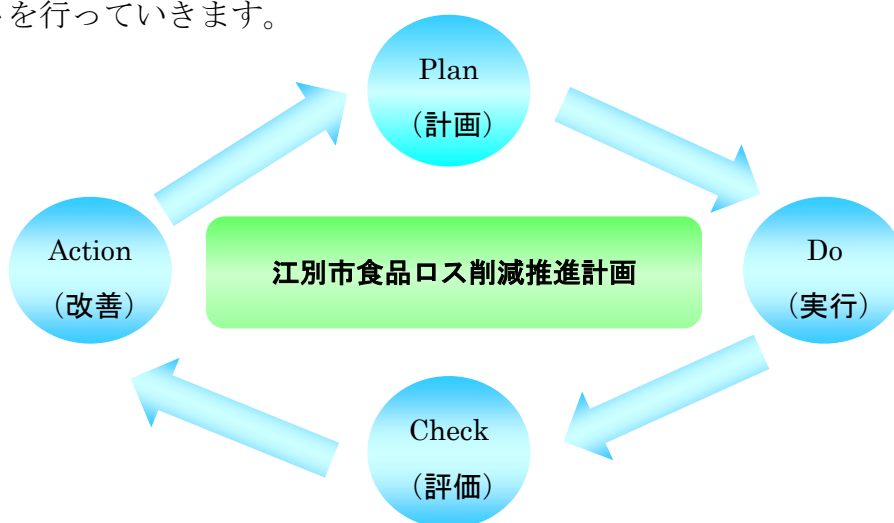
なお、本計画は、「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」、「江別市環境管理計画」、「江別市一般廃棄物処理基本計画」、「江別市食育推進計画」等の関連計画と整合を図るものとします。

《計画体系図》



3 計画の進行管理（PDCAサイクル）

本計画の進行管理にあたっては、目標値の達成状況や施策の進捗状況を点検・評価するなど、PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）サイクルに基づくマネジメントを行っていきます。



4 計画の期間

本計画は、江別市一般廃棄物処理基本計画との整合を図るため、令和5年度(2023年度)から令和12年度(2030年度)までの8年間の計画期間とし、社会変動や法制度など、計画策定の前提条件等に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
えべつ未来づくりビジョン 《第6次江別市総合計画》			新江別市総合計画等						
江別市一般廃棄物処理基本計画									
		江別市食品ロス削減推進計画							

5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市行政区域内において発生する食品ロスの内、主に家庭系及び事業系の一般廃棄物と成り得るものとします。

